政策体系番号: [-1-1

平成23年度 総合評価書

「ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の設定に向け、検討 する。」について

平成23年9月

政策統括官付社会保障担当参事官室(武田俊彦参事官) [主担当] 社会·援護局保護課(古川夏樹課長)、地域福祉課(矢田宏人課長)

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系(図)】

基本目標 I 格差の縮小を図る			
14.	1	2	3
施策大目標 分野	定に向けた検討マムの基準の設	生活困窮防止	ルフェアの推進ポジティブ・ウェ

施策中目標

- 1 ナショナルミニマム (健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する。
- 2 | 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

【政策体系(文章)】

基本目標 ! 格差の縮小を図る

施策大目標1 ナショナルミニマム (健康で文化的な最低限度の生活) の基準の設定に 向け、検討する

施策中目標1 ナショナルミニマム (健康で文化的な最低限度の生活) の基準の設定 に向け、検討する。

2. 評価の契機

○ すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理すると共に、その基準・指標の研究を行う必要がある。

3. 評価結果等

(1)評価結果

○ 厚生労働大臣の主催の下、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を平成 21 年 12 月 11 日から平成 22 年 6 月 18 日にかけ 10 回開催し、研究会の中間報告を取りまとめた。

【ナショナルミニマム研究会中間報告: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html】

○ このナショナルミニマム研究会の理念や中間報告において示された考え方は、社会保障と税の 一体改革における厚生労働省案等に発展的に継承されている。

【社会保障制度改革の方向性と具体策:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html

(2) 今後の方向性

- 社会保障と税の一体改革における厚生労働省案等を踏まえ、貧困/格差の実態を総合的・継続的に把握するため、複数の客観的な指標を開発する等、施策効果の検証を行う。
- ナショナルミニマム研究会中間報告において指摘された、低所得者の消費の実態から見た最低 生活費の分析の手法や水準等についての研究を引き続き進める。
- 生活保護基準の在り方については社会保障審議会の下に設置された生活保護基準部会において 検討を進める。